

○奨学生選抜付入学試験制度による入学者に関する内規
 (平成27年12月1日制定)

(目 的)

第1条 この内規は、二松学舎大学奨学生選抜付入学試験制度(以下「奨学生選抜付入試」という。)について定めるとともに、奨学生選抜付入試合格者のうち成績優秀にして入学する者(以下「入試奨学生」という。)について、学則別表(二)に定める学生納付金(以下「学納金」という。)の納付に係る特例について定める。

(奨学生選抜付入試及び入試奨学生)

第2条 本学の入学試験制度の中に奨学生選抜付入試を設ける。

2 奨学生選抜付入試は、入試奨学生に対して学納金の減免を行うことにより、入試奨学生が本学に在籍する期間中、学業に対する意欲の高揚及び学力水準の維持向上に資することを目的に行うものとする。

3 入試奨学生には、入学手続き時納入金の一部を減免するものとする。

4 入試奨学生には、本内規第6条各項の規定により、入学後2年次以降も学納金の減免措置を適用するものとする。

(入試奨学生候補者及び人数)

第3条 奨学生選抜付入試合格者のうち、成績順位最上位から順に数えて、文学部においては原則として30人以内の者を、国際政治経済学部においては原則として20人以内の者を入試奨学生候補者とする。

2 前項の当該候補者に対し、奨学生選抜付入試の合格発表において、入試奨学生候補者となった旨を通知する。

3 入試奨学生候補者のうち、奨学生選抜付入試において入学手続きを行わない者がいた場合又は入学手続き後に入学辞退をする者がいた場合でも、繰り上げによる入試奨学生候補者の補充は行わない。

(選考方法等)

第4条 入試奨学生候補者の選考は、当該入学試験の合否判定を行う際に各学部で行い、その選考結果について学長の承認を得るものとする。その選考基準等の詳細については、入学試験合否判定基準の策定に併せ各学部において別に定める。

(入学手続き時納入金)

第5条 入試奨学生となる者の入学手続き時納入金は、入学金及び大学部門の代理徴収金の取扱いに関する内規に規定する代理徴収金、並びに学生教育研究災害傷害保険料とし、授業料並びに施設費は免除する。

2 納入方法及び納入期日は、別に定める入学手続要項の規定による。

(2年次以降の学納金等)

第6条 入試奨学生には、各学年次成績評価が確定後、入試奨学生の資格継続についての審査を毎年度末に行い、次の要件を満たした場合に2年次以降も学納金の減免措置の適用を継続できるものとし、その場合、翌年度1ヵ年分の授業料及び施設費を免除する。

(1) 2年次の学納金

卒業要件に算入できる単位について、1年次の1年間の取得単位数の合計が36単位以上、かつ学則第36条第2項に定めるGPA(以下「GPA」という。)のうち1年次単年度のGPAが3.3以上となる者、又は当該学生の所属する学部において成績順位が上位10%以内となる者。

(2) 3年次の学納金

卒業要件に算入できる単位について、2年次までの2ヵ年間の取得単位数の合計が72単位以上、かつ2年次までの通算のGPAが3.3以上となる者で3年次へ進級できる者、又は当該学生の所属する学部において成績順位が上位10%以内となる者で3年次へ進級できる者。

(3) 4年次の学納金

卒業要件に算入できる単位について、3年次までの3ヵ年間の取得単位数の合計が100単位以上、かつ3年次までの通算のGPAが3.3以上となる者で卒業見込みの者、又は当該学生の所属する学部において成績順位が上位10%以内となる者で卒業見込みの者。

2 入試奨学生が学納金減免措置を継続できる期間は、原則として卒業までに要する最短の期間とする。ただし、留学(「二松学舎大学交換留学に関する規程」に基づく交換留学及び休学して行う私費留学)、又はやむを得ない事情による休学により卒業までに要する最短の期間で卒業できない場合を除く。

3 前第1項に規定する審査の結果、同項各号に規定する所定の要件に該当しない場合は、翌年度以降の入試奨学生の資格を失うものとし、再度その資格が認められることはない。

(入試奨学生資格継続の審査及び許可)

第7条 前条第一項に規定する入試奨学生の資格継続のための審査は各学部の教授会で行い、その審査結果について学長の承認を得るものとする。

2 前項の学長の承認を得た後、理事長は入試奨学生の資格継続の許可を行う。

(入試奨学生の資格の取り消し)

第8条 現に入試奨学生として授業料及び施設費の減免を受けている者が、学生の本人にもとる行為を犯した場合、又は学則に基づく懲戒処分を受けた場合は、当該年度の入試奨学生の資格を取り消すものとする。また、当該年度分の授業料及び施設費の納入を求めることがある。

2 前項の資格取り消しとなった場合は、次年度以降、再度その資格が認められることはない。

3 現に入試奨学生として授業料及び施設費の減免を受けている者が退学する場合は、入試奨学生の資格を取り消すものとする。

(入試奨学生の資格を失った者等の納付金)

第9条 入試奨学生がその資格を失った場合、又は身分異動があった場合の学納金の扱いについては、「二松学舎大学授業料等納付金に関する規程」による。ただし、やむを得ない理由(原則として、本人の責に帰

すべき理由ではないことが証明書等の添付により証明できるもの)による休学又は退学の場合は、同規程の規定によらず、在籍料又は授業料を納入せずに休学又は退学できるものとする。

(やむを得ない理由で休学した入試奨学生が復学した場合の資格継続)

第10条 本内規第6条第1項の審査の結果、翌年度も入試奨学生の資格継続を認められた者がやむを得ない理由により当該年度の翌年度1年間を休学した場合、当該入試奨学生の復学年度1ヵ年間も入試奨学生の資格を有するものとする。

(事務担当)

第11条 入試奨学生の学納金に係る事務は、入学手続き時については入試課が、在学中については学生支援課がそれぞれ担当する。

(改 廃)

第12条 本内規の改廃は、大学審議会及び大学運営会議の議を経て、学長の承認を得たのちに行う。

附 則

この内規は、平成27年12月1日から施行し、平成28年度入学試験から適用する。

附 則 (2021年7月13日)

この内規は、2021年7月1日から適用する。